

拓殖大学政治経済研究所主催公開講座
2013年10月19日(土)

国際法からみた尖閣諸島問題

中国の主張の何が間違っているのか。日本は如何に対処すべきか。

© 拓殖大学政経学部教授 安保公人 2013年

尖閣諸島の位置

(海上保安庁情報部HP)



日本の主権下にある領土・領海



(海上保安レポート2010)



尖閣諸島 魚釣島

尖閣諸島問題

日本 ・ 国際法に基づく先占取得

1885年以降、現地調査を行ない、単にこれが無人島であるのみならず、清国の支配が及んでいる痕跡がないことを慎重に確認の上、1895年1月14日に閣議決定を行い正式にわが国の領土に編入。

尖閣諸島が日本固有の領土であることは歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現にわが国はこれを有効に支配している。解決すべき領有権の問題は存在しない。(注: 領土に関する外交・安全保障問題は存在する)

中国 ・ 1971年12月30日に領有主張を開始

・ 釣魚島(Diao Yu Dao)は古来中国固有の領土

1895年に日本が釣魚島を窃取した。1945年のポツダム宣言等に基づき中国に返還されるべきもの。アメリカと日本が釣魚島を接受したことは不法かつ無効。

(2012年9月25日中国国務院報道弁公室発表の白書「釣魚島は中国固有の領土である」に詳しい)

論点 1 1895年当時、国際法上、尖閣諸島は中国の領土であったのか。

結論: 1895年までに、明(1368-1644)・清(1644-1912)が、尖閣諸島に領有権を有していたことを示す国際法上の証拠は全くない。

論点 2 1895年以降、国際法上、日本の領土となっているのか。

結論: 国際法上の先占取得の要件を完全に満たしている。

中国の主張の何が間違っているのか

- 1 「古来中国固有の領土」との主張の根拠となる国際法を示していない。
- 2 その国際法の下で領有権の証拠となるような事実を示していない。
- 3 国際法上の証拠とはならない文献や地図を示し、かつ、一方的で想像的な説明をしている。
- 4 1895年から日本が主権を行使し、アメリカが施政権を行使していた間、中国は1971年までの76年間何ら異議を唱えず、日本の領有権を認めていた。この事実と、その後の主張が全く矛盾している。
- 5 …

国際法上、適法な領土の取得・喪失

① 先占：無主地を、領有意思をもって、実効的占有を行うことにより取得

1876年 小笠原諸島、1885年 大東諸島、1895年 尖閣諸島、1898年 南鳥島、1931年 沖ノ鳥島

② 時効：他国の土地に対し、長期にわたり平穩に支配を及ぼし、当該他国が黙認を長く続ければ、領有権が移転

③ 割譲：条約により、領土の一部が他国に譲渡されること

- ・ 売 買 1867年アメリカはロシアからアラスカを購入
- ・ 交 換 1875年 樺太千島交換条約 (樺太全部を放棄し、ウルップ島以北の千島取得)
- ・ 講和条約 1895年日清講和条約(下関条約) (台湾・澎湖諸島を取得)
- 1905年日露講和条約(ポーツマス条約) (南樺太を取得)
- 1951年サンフランシスコ平和条約 (朝鮮・台湾・南樺太・ウルップ以北の千島・新南群島等を放棄)

④ 併合：条約により、一国の領土の全部が他国に譲渡されること

1707年 スコットランド⇨英、1898年 ハワイ⇨米、1910年 韓国⇨日本 (韓国併合条約)

⑤ 添付：自然添付(領水内の海底隆起、デルタの拡大など)、人工添付(海岸埋め立て)

※ 古来の領土との主張(尖閣諸島に関する中国の主張など)を判断する国際法は①～⑤ではない。

島嶼領有権紛争を解決した重要な国際裁判

- ・ パルマス島事件(オランダ v. アメリカ) 常設仲裁裁判所判決 1928年4月4日
- ・ 東部グリーンランドの法的地位に関する事件(デンマーク v. ノルウェー)
常設国際司法裁判所判決 1933年4月5日
- ・ マンキエ・エクレオ諸島事件(イギリス v. フランス)
国際司法裁判所判決 1953年11月17日
- ・ リギタン島とシパダン島の主権に関する事件(インドネシア v. マレーシア)
国際司法裁判所判決 2002年12月17日
- ・ ペドラ・ブランカ島事件(シンガポール v. マレーシア)
国際司法裁判所判決 2008年5月23日

領有期日等が明瞭な先占・割譲条約などによるのではなく
徐々に領有権を取得したとの主張(古来の領土など)を判断する国際法

基本的ルール

(国際裁判所判決の積み重ねによって確立)

- ☆ 国家が、その地域に対し、**国家権能(State authority)**を、**継続的かつ平穩に行使(exercise)または発現(display)してきたこと**
- ☆ 国家が、**主権者として行動する意図(intention)および意欲(will)を有し、かつ、その権能を当該地域に現実に行使または発現してきたこと**

※ *effectivités* *à titre de souverain*

○ 決定的期日(critical date)

当事国間で領有主張が競合するようになった時点、あるいは、領有権紛争が具体化した時点を決定的期日とし、この期日以前の事実に証拠能力を認める。

○ 時際法

領域を取得したと主張された当時の国際法でまず検討するが、現代に至る継続的な法的関係は、その後発展した国際法に基づき判断していく。

具体的ルール

(国際裁判所判決の積み重ねによって確立)

☆ 国際裁判所が国家権能(司法権・行政権・立法権等)の行使／発現と認定した事実

- | | | |
|-------------|-------------|---------------|
| ・狩猟・漁業の規制措置 | ・政府支援探検隊の活動 | ・査察のための国有船派遣 |
| ・刑事裁判の実施 | ・税の徴収 | ・不動産売買契約の登記 |
| ・人口調査の実施 | ・定期的視察 | ・周辺海域の航行規制措置 |
| ・海亀卵採取の規制管理 | ・鳥類保護区の設定 | ・灯台等の建設と運用継続 |
| ・軍の通信中継局設置 | ・座礁船の調査 | ・周囲水域調査の許可不許可 |

- 定住者がいない地域では国家権能の行使/発現は他国が優越的な主張を行わない限りわずかでよい。
- 一方が国家権能を行使/発現していたとき他方が抗議をしなかった事実は重要な証拠。
- 地図には地理的正確さが必要。地図は、極めて間接的暗示(indication)を与えるだけで、法文書に付属する場合を除き、権利の承認や放棄を含む文書の価値をもたない。
- 島が自国(大陸や大きな島)に近接していることから自国に帰属するという国際法は存在しない。
- 漁民のような私人の活動は、公の統制に基づくか政府の権限の下で行うのでなければ、国家権能の発現とはならない。
- 軍艦が島の付近を航行した事実があっても、島を自国領と認識してパトロールしているのではない場合などには、国家権能の発現とはみなさない。

中国の誤った主張に対する正しい反論 - 1

1 釣魚島は中国の固有の領土である。

(1) 中国が最も早く発見し、命名し、利用した。

▼ 最も早く地名を記したのは1403年の『順風相送』で、14,15世紀には中国はすでに釣魚島を発見し命名したことを示している。

・ 航路案内書『順風相送』は1403年ではなく1570年代中頃のもの(筑波大学 尾崎重義名誉教授等)。

☆ 中国は、琉球国より先に尖閣諸島を発見し命名したとの主張の根拠を全く示していない。両国のどちらかが先に発見したとしても、国際法上、今日に至る領有権の根拠とはならない。

▼ 1372年から1866年まで明・清は24回琉球王国へ冊封使を派遣し、釣魚島はその経由地であった。

・ 琉球国は、尖閣諸島経由の航路に精通し、明・清より格段に多く利用していた。1372年に始まり約500年続いた琉球国から明・清への使節派遣(進貢船)は241回で、明・清から琉球国への冊封使24回の10倍。1534年の冊封使陳侃の報告書に「往復の航路はすべて琉球人を頼りにした」とある(山陽学園大学 班偉教授)。

▼ 明の冊封使陳侃の『使琉球録』(1534年)に「釣魚嶼、黄毛嶼、赤嶼を過ぎ、・・・古米山(現在の久米島)を見る、すなわち琉球に属する者なり」とある。・・・以上の史料は、釣魚島、赤尾嶼は中国に属し、久米島は琉球に属し、境界線は赤尾嶼と久米島の間にあることをはっきり記している。

☆ 『使琉球録』は、尖閣諸島を航路上の目印として記載した。明・清時代のいずれの『使琉球録』にも、尖閣諸島を明・清の領土であると記したものは全くない。

・ 19世紀清代の『使琉球録』には、赤嶼(現在の大正島)が琉球に属するとし、また、黄毛嶼と赤嶼を日本名の「久場島」「久米赤島」と記述したものもある。

▼ 中国の漁民は釣魚島海域で漁業を営んできた。中国の東南沿海の民衆に利用されてきた。

・ 中国漁民が尖閣諸島海域で漁業を営んだ証拠を示さず、また、琉球漁民の活動は無視している。

☆ 私人の行為は国家権能の発現ではなく、領有権の根拠とはならない。

中国の誤った主張に対する正しい反論 - 2

(2) 中国は釣魚島を長期的に管轄してきた。

▼ 1561年の『籌海図編』『沿海山沙図』では、釣魚島などを明の海防範囲に組み入れたことがはっきりしている。

☆ 『籌海図編』『沿海山沙図』は、明が尖閣諸島に国家権能を発現していなかったことを示している。

・ 『籌海図編』によると、明は大陸から十数km圏内の9島にのみ兵を配置し、それ以遠の島々には配置していない(長崎純心大学 石井望准教授)。尖閣諸島は大陸から330キロ以上離れている。また、『籌海図編』の福建倭変記(作戦記録)等に尖閣諸島の記述は一切ない(山陽学園大学 班偉教授)。

☆ 「沿海山沙図」は、地理的に極めて不正確で、国際法上、主権を行使する意図などの間接的な暗示ともならない。

▼ 清の『台湾使槎録』『台湾府史』などは、釣魚島の管轄状況を詳細に記載している。1871年の『重纂福建通誌』では、釣魚島を海防の要衝に組み入れ、台湾府の管轄に属していたとしている。

☆ 清の文献も、尖閣諸島に国家権能を現実に行使・発現したとする事実を全く示していない。

・ 『台湾使槎録』は、「山の後ろの大洋の北に釣魚台という山がり、大船十数隻が停泊可能」と記し、『重纂福建通誌』では、「山の後ろの大洋の北に釣魚台があり、港が深く、大船千隻が停泊可能」と記している(山陽学園大学 班偉教授)。これらの記述は単に島の様子を述べたものに過ぎない。また、この記述は、尖閣諸島ではなく他の地域に関するもの(山陽学園大学 班偉教授)。尖閣諸島に天然の良港・泊地はなく、千隻どころか大船十数隻が停泊できる場所はない。

☆ 清の官制地理書は清朝統治下の台湾の範囲に尖閣諸島が含まれていなかったことを示している(筑波大学 尾崎重義名誉教授、山陽学園大学 班偉教授など)。

中国の誤った主張に対する正しい反論 - 3

(3) 中外の地図が釣魚島は中国に属することを示している。

▼ 1579年『使琉球録』の中の琉球通過図、1629年の『皇明象録』、1767年の『坤輿全図』、1863年の『皇朝中外一統輿図』など、いずれも釣魚島を中国の海域に組み入れている。

☆ 明・清の地図で尖閣諸島を領土と記しているものはない。「中国の海域」が何かを説明していないが、釣魚島を「中国の海域に組み入れている」としか言えないことは、明・清の地図に尖閣諸島を領土と記したものがないことを裏付ける。

▼ 1785年に林子平が著した『三国通覧図説』所収「琉球三省および三十六島之図」は、釣魚島を中国大陸と同じ色で表示している。これは釣魚島が中国の領土の一部であることを示している。

☆ 地図は、正確であっても、法文書に付属する場合を除き、極めて間接的な暗示にとどまる。本地図は、外国人の作であり、清の主権行使意図の有無等を判断する材料にならない。また、台湾を沖縄島の約1/3に描き、1683年から清の統治下にある台湾を清と異なる色とするなど極めて不正確で、何等参考にならない。

▼ 1809年仏の『東中国海沿岸各国図』は釣魚島、黄尾嶼、赤尾嶼を台湾と同じ色で描いている。1811年英国の『最新中国地図』などは、いずれも釣魚島を中国の版図に組み入れている。

・ 中国、琉球及び西洋人による文献や地図・海図は、19世紀において尖閣諸島が地理的に琉球諸島の一部とみなされていたと推測させる資料の方がずっと多い(筑波大学 尾崎重義名誉教授)。

- ・ 明・清が尖閣諸島に国家権能を現実に行使/発現した事実は全くない。
- ・ 明・清が主権者として行動する意図・意欲を有していた事実もない。
- ・ 明・清の地図に領有権の間接的暗示となるものも存在しない。

尖閣諸島は
中国古来の領土ではなく
無主地であった

日本による尖閣諸島の先占取得

- ① 1885年以降、現地調査等で、他国の支配が及んでいないことを確認（無主地）
- ② 1895年1月14日、沖縄県所属として標杭を建設する旨を閣議決定（領有意思）
- ③ 以後、**実効的占有**

- ・1896年3月5日の勅令に基づき、沖縄県知事は4月1日に八重山郡に編入。
- ・1896年 政府、国有地借用願を許可。
- ・1897年 開拓着手、以後、羽毛採取、鰹節製造等の事業を営む。
- ・1901年 沖縄県土地整理事務局が実地調査。
- ・1902年 沖縄県、尖閣諸島を沖縄県大浜間切登野城村と決定。
- ・1907年 福岡鉱山監督署、尖閣諸島の燐鉱採掘権を許可。
- ・1914,15,17年 海軍水路部、実地調査を実施。
- ・1931年 沖縄県営林署、実地調査。
- ・1932年 政府は国有地有料払い下げ申請を認可、以後所有者は毎年地租を収納。
- ・1950年 「群島組織法」、1952年「琉球政府章典」は、尖閣諸島を管轄区域内とする。
- ・1951年 以降、久場島と大正島を米軍の実弾演習地域に指定、久場島は私有地であることから米国民政府は琉球政府を代理人とし用地基本賃貸契約を結び賃借料を支払った。琉球政府は古賀氏所有の魚釣島等について固定資産税徴収等。
- ・1968年 台湾サルベージ会社に南小島への入域許可を付与。
- ・1968～70年 総理府等による資源・水質・植生等に関する学術調査実施。
- ・1969年 石垣市が魚釣島・北小島・南小島・久場島・大正島に地籍表示のための標識を設置。
- ・1970年 琉球政府が上記5島に琉球列島以外の居住者が高等弁務官の許可なく入域することを禁止する領域表示板を設置。

国際法上、先占取得の要件を完全に充たし、日本の領有権が確立している。

中国の誤った主張に対する正しい反論 - 4

2 日本は釣魚島を窃取した。

(1) 日本は釣魚島窃取を密かに画策した。

▼ 日本政府は釣魚島に対して秘密調査を行った。当時、日本政府は、これら島嶼が中国に属することをよく知っていた。日本が1894年7月に発動した甲午戦争(日清戦争)で清朝の敗勢が明らかになった1895年1月に、日本の内閣は釣魚島を沖縄県の管轄におく秘密決議を採択した。

☆1885年~1895年の間、日本政府は公務員や軍艦を派遣し公然と実地調査を繰り返し行い、無主地であることを確認した。この間、清国政府からの抗議も領有権主張も全くなかった。

- ・1885年に沖縄県が商船出雲丸をチャーターし実地調査
- ・1887年に軍艦「金剛」を派遣、1892年に軍艦「海門」を派遣し、本格的調査を実施
- ・1901年には沖縄県が係官を派遣し各島を実地測量

☆1907年に日本人がプラタス諸島(東沙群島)で燐鉱採掘事業を始めた時、清国政府は、領有権を主張し、1909年に軍艦を派遣して調査も行い、日本人の退去を要求した。他方、尖閣諸島については、清国政府は、抗議等全くせず、主権者としての意志も意欲も有していなかった。

☆ 閣議決定(当時他の閣議決定と同様に非公表)の後、日本は民間人の土地借用願の許可発出、国及び沖縄県による実地調査など、尖閣諸島に公然と主権行使を行ったので、日本の領有意思は対外的にも明らかであった(外務省)。

(2) 1895年の馬関条約(下関条約)で、釣魚島などは台湾の付属島嶼として日本に割譲を強いられた。

☆ 尖閣諸島は、国際法上の先占として1895年1月14日の閣議決で沖縄県に編入した。その三か月後の4月17日に調印した下関条約による割譲ではなく、同条約で日本領となった「台湾全島及其ノ付属諸島嶼」に含まれない。

尖閣諸島は国際法に基づく適法な先占取得である。尖閣諸島は、清の領土ではなく、無主地であった。「窃取した」「割譲を強いられた」との中国の主張は、全く事実と反している。

中国の誤った主張に対する正しい反論 - 5

3 米日が釣魚島を接受したことは不法かつ無効である。

- (1) 『カイロ宣言』『ポツダム宣言』と『日本降伏文書』に基づき、釣魚島は台湾の付属島嶼として台湾といっしょに中国に返還されるべきものである。
- (2) 米国は不法に魚釣島を委任管理の範囲に編入した。
- (3) 米日は釣魚島の「施政権」を密かに接受した。

- ・カイロ宣言(1943.11.27) (注:米英中が日本に対する軍事行動について発したもの) 「同盟国は領土拡張の念を有しない」「同盟国の目的は…台湾及び澎湖諸島のような日本国が清国人から盗取したすべての地域を中華民国に返還することにある」 (注:台湾・澎湖諸島は条約に基づく適法な「割譲」であり、「盗取」ではない。)
- ・ポツダム宣言(1945.7.26,日本受諾8.14) 「カイロ宣言の条項は、履行せらるべく、又日本国の主権は、本州、北海道、九州及び四国並びに吾らの決定する諸小島に極限せらるべし。」
- ・降伏文書(1945.9.2) ポツダム宣言の条項受諾・履行等を規定

☆ 戦争の結果としての領土の変更は講和条約(平和条約)で確定する。1951年9月8日署名、1952年4月28日発効のサンフランシスコ平和条約第2条(b)で、日本は「台湾及び澎湖諸島」を放棄したが、尖閣諸島は放棄していない。1952年の日華平和条約もこれを認めている。尖閣諸島は、サンフランシスコ平和条約第3条に基づき南西諸島の一部として米国の施政権下に入り、1971年6月17日署名、1972年5月15日発効の沖縄返還協定によって日本に施政権が返還された。

☆ 米軍は1950年代から大正島・久場島を射爆場とし、また軍政府の群島政府組織法(1950年)と民政府の琉球政府章典(1952年)は尖閣諸島を管轄区域としたが、中国からの抗議は全く無かった。中国共産党機関紙『人民日報』(1953.1.8)は、台湾は中国に属すとし、尖閣諸島は琉球群島に含まれると記述した。また中国地図出版(北京)の「世界地図集」(1960年)は尖閣諸島を日本の領域としていた。中国は、1971年までなんら異議を唱えず、尖閣諸島は日本領と認識していた。

尖閣諸島は、中国の領土であったことは一度もなく、そもそも返還の対象になり得ない。サンフランシスコ平和条約の発効後も、中国は尖閣諸島を日本領と認めていた事実がある。中国が尖閣諸島を要求することは、根拠がないのみならず、「領土拡張の念を有しない」としたカイロ宣言にも反する。

1960年 中華人民共和國『世界地図集』

(1958年北京で出版 (1960年第二次印刷))

「尖閣群島」「魚釣島」と日本名を用い、琉球群島の一部としている。尖閣諸島を中国領とも台湾の一部ともしない。

(Attachment 6)



外務省 Fact Sheet on the Senkaku Islands,
November, 2012, Attachment 6

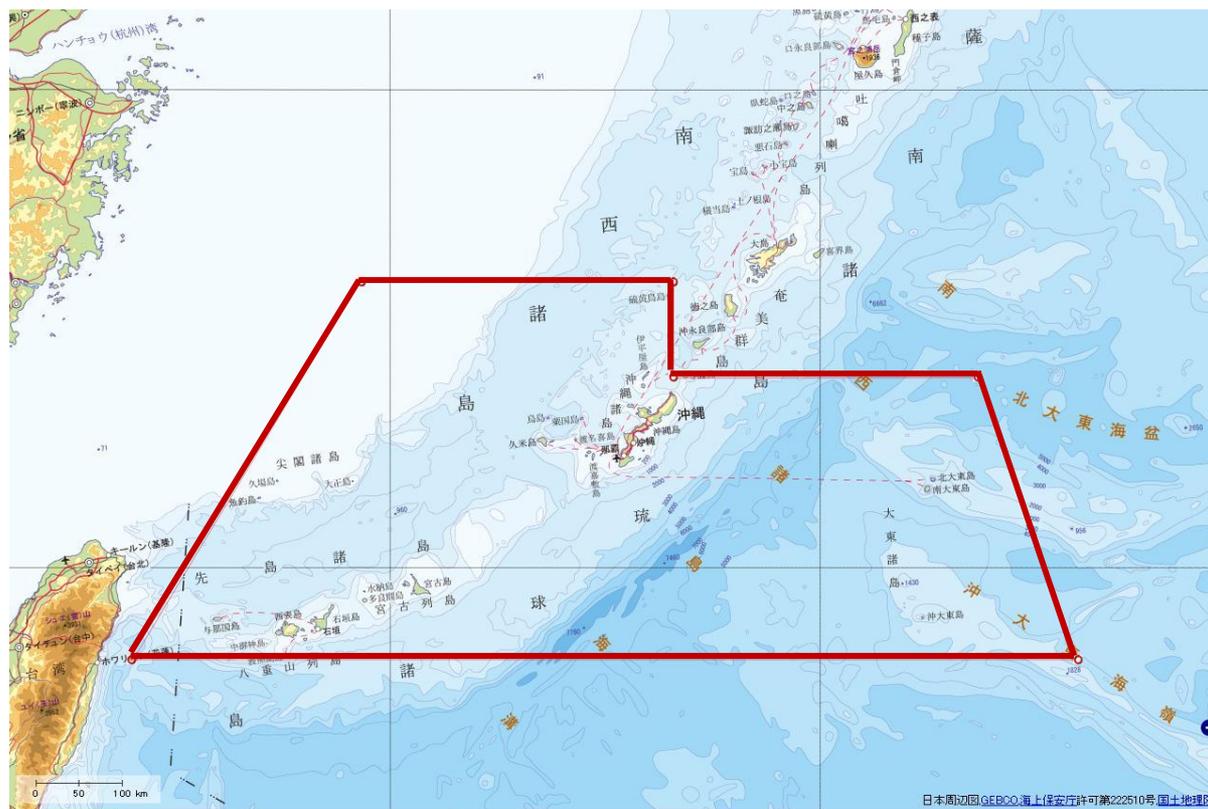
1952年発効のサンフランシスコ平和条約3条に基づき米国の施政権下に置かれ、 1972年発効の沖縄返還協定で日本に返還された範囲

合意された議事録

日本国政府の代表者及びアメリカ合衆国政府の代表者は、本日署名された琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の交渉において到達した次の了解を記録する。

第一条に関し、同条2に定義する領土は、日本国との平和条約第三条の規定に基づくアメリカ合衆国の施政の下にある領土であり、1953年12月25日付けの民政府布告第27号に指定されているとおり、次の座標の各点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域内にあるすべての島、小島、環礁及び岩礁である。

- 北緯28度東経124度40分
- 北緯24度東経122度
- 北緯24度東経133度
- 北緯27度東経131度50分
- 北緯27度東経128度18分
- 北緯28度東経128度18分
- 北緯28度東経124度40分



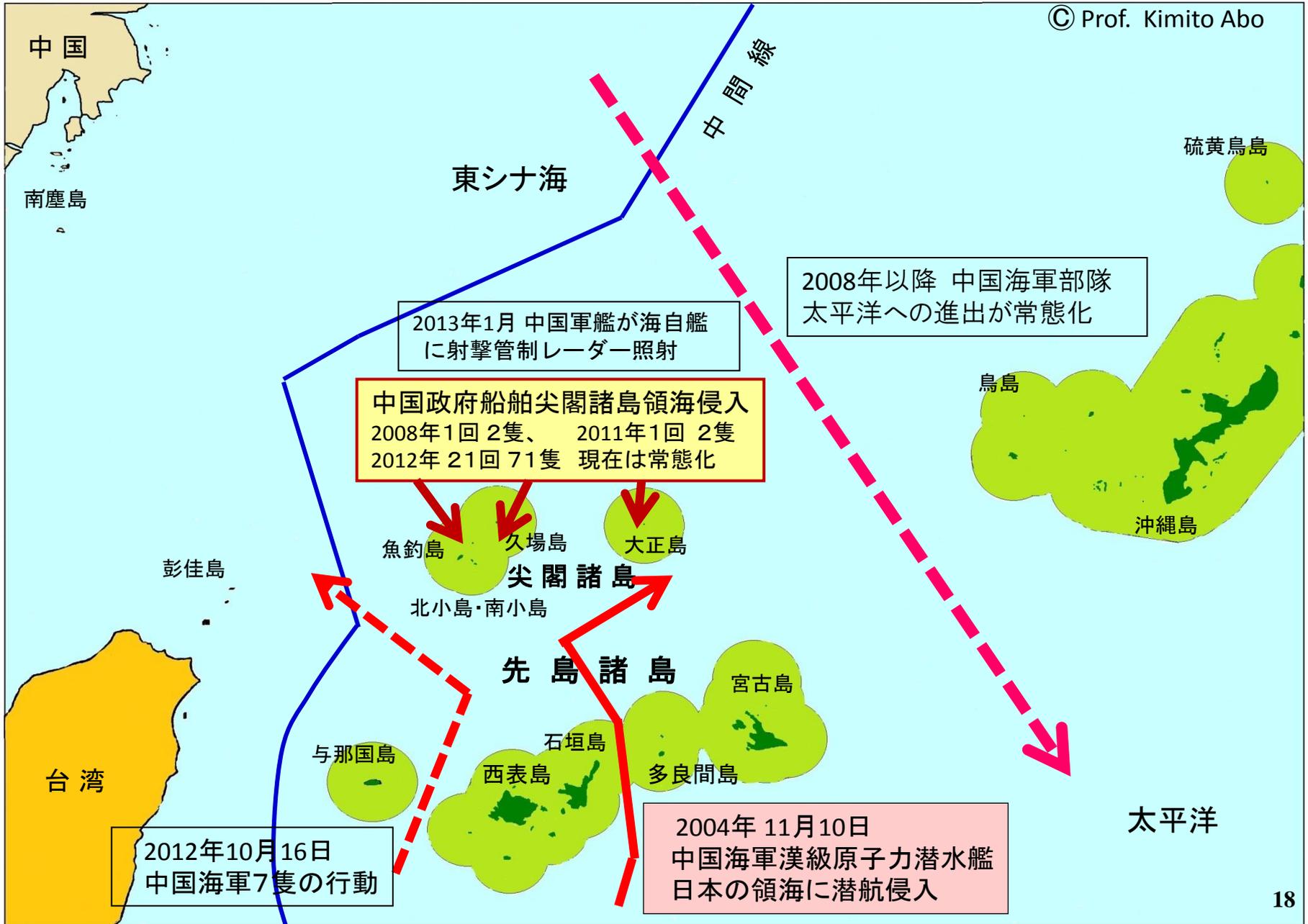
尖閣諸島に関する中国の違法活動等 (台湾を除く)

- 1971年12月 中国が尖閣諸島の領有権主張を開始
- 1978年4月 約100隻の中国漁船(一部武装)が尖閣諸島領海侵入を繰り返す
- 1992年2月 「中国領海法」で尖閣諸島を中国領土と規定
- 1996年9月 中国政府、中国・香港活動家乗船船舶の領海侵入と不法上陸の試みを容認
～2012年 → **私人の違法行為**
- 2008年12月8日 中国政府船舶(国家海洋局の海監)2隻が初めて領海に侵入し徘徊・漂泊
→ **国家としての行動(国際違法行為・主権侵害)へとエスカレート**
- 2011年8月 中国政府船舶(漁業局の漁政)2隻が領海侵入し領有権を主張
- 2012年1月 尖閣諸島を中国の核心的利益と表明
- 2012年8月 香港活動家船舶領海侵入・8名不法上陸・逮捕・強制送還
- 2012年～ 多数の中国政府船舶(海監・漁政・海警)が連続的に領海侵入・領有権主張
→ **主権侵害の常態化へと大きくエスカレート**
- 2012年12月 中国政府航空機(海監機)が領空侵犯

◆ 中国政府船舶に対するわが国の対応は、海保による退去要求、外交経路で抗議

尖閣諸島付近の状況

© Prof. Kimito Abo



日本は如何に対処すべきかー1

平和的手段により、国際的解決を図る。

国連憲章2条3項 国連加盟国は、その国際紛争を平和的手段で解決する義務

国連憲章33条 平和的手段は、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、
司法的解決(国際司法裁判所など)

○ 二国間交渉による解決はまず不可能

☆ 国際司法裁判所による解決が最適

- ・ 国際法に基づき判決
- ・ 法的拘束力
- ・ 判決に従わない場合は国連安全保障理事会が判決を執行
(安保理が機能しない場合は国連総会へ)

- ※ 裁判の成立には
- ① 両国の付託合意
 - ② 事前の条約(日中間になし)
 - ③ 両国が義務的管轄権の受諾宣言(日本あり、中国なし)
 - ④ 一方的提訴による応訴管轄

日本は如何に対処すべきかー2

主権を確固として保全する国家意思を堅持し、また、実効的な対処が可能となる態勢を構築する。その一つとして必要な法整備を進める。

- 1 主権侵害(外国の軍艦・政府船舶の違法な領海侵入等)を国際法に基づき排除する措置(領海外への退去強制等)を可能とする法整備
- 2 国連海洋法条約が定める領海内の平和・秩序・安全を害する活動を、国内法上も違法・犯罪とする法整備をし、私船の違法活動にも効果的に対処
- 3 敵対行為等(特殊部隊等の島嶼上陸、巡視船に対する敵対行為を含む)に対し国際法上の自衛の措置を可能とする法整備

☆ 参考：安保公人「喫緊の課題となった領域警備法の整備」『読売クオーターリー NO. 25』
(2013年4月26日発行、電子版あり)

○ (時事通信2013年6月12日)

自民党は、6月11日、尖閣諸島周辺の警戒強化を目的に自衛隊に領海警備の権限を与える「領海警備保全法」の骨子案をまとめた。

○ (読売新聞2013年8月18日)

政府の有識者会議(安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会)は、日本への組織的・計画的な武力攻撃と言えないレベルの紛争(武装外国人による離島占拠や突発的な衝突)でも自衛隊が十分な武器使用を伴って対処できるような法整備を提言する方針。